

Title	清朝末期(阿片戦争以後)より中華民国初期(壬戌学制発布前まで)の中国における体育とスポーツ
Sub Title	Physical education and sports in China from last stage of Ching Dynasty (1842) to early days of Republic of China (1920)
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1961
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.1, No.1 (1961. 9) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00010001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清朝末期（阿片戦争以後）より中華民国初期（壬戌学制発布前まで）の中国における体育とスポーツ

* 笹 島 恒 輔

1. はじめ
2. 中国の開国より欽定学堂章程発布まで
3. 清朝滅亡まで
4. 中華民国（壬戌学制発布前まで）
5. 教会学校の体育とスポーツ
6. 競技会の開催と体育団体の設立
7. むすび

1. はじめ

体育は時代時代の社会的条件の影響を受けて興亡の春秋を繰り返して来、今後も繰り返していくであろうことは体育史が明らかに示しているところである。

また、現代においては体育は学校において主として行なわれているので、学校教育と密接な関係を持っている。

中国において近代式の学校が設けられ、学校において体育・近代スポーツが行なわれるようになったのは阿片戦争（1839年～1842年）に中国が敗れ開国した以後である。

この間の事情について故及川恒忠教授は中国近代の覚醒として「中國政治史」の中で「二百有餘年にわたって中國に君臨した滿洲王朝をその根底から動搖させ、中國の近代的覺醒を促す契機となったものは、一九世紀中葉に始まる西歐列強の積極的な中國への進出であった。清朝は、道光から同治年間にかけては、康熙、雍正、乾隆の全盛時代の後をうけて外形では猶東洋に於ける老大帝國としての威信と體面とを中外に誇ってゐたが、その實、軍事的にも財政的にも甚しい衰退の過程を迎つてゐたのである。

されば西歐諸國が近世資本主義の發展を背景として、その勢力を中國に差し伸べるに及んで、清朝は勢ひその脆弱性を暴露し、崩壊への過程を表面化せざるを得なかった。一八四〇年の阿片戦争、一八五〇年から約十五年間にわたった太平天國の亂、一八六〇年の英佛北清戰

* 慶應義塾大学体育研究所助教授

争、一八八四年の佛支戦争等、數々の戦争は清室に對して、昔日の強大な國家的實力はこの時、最早や失はれてゐたものであることを遺憾なく教へたが、それと同時に中國民衆に對しても舊式武器を以てしては到底西歐列強の軍艦巨砲に太刀打ち出来るものでないことを深く感銘させた。その結果、西歐諸國を夷狄視する中華思想は、一轉して西歐文明に對する畏怖崇拜に變り、鎖國的、封建的環境のうちに置かれていた中華は愕然として近代的物質文明にその眼をみ開いたのである。清末政治史に見られる二つの流れ、即ち清室を中心とする立憲政治樹立への革新運動と、清朝を轉覆して近代的共和民國を建設せんとする民族主義的革命運動との二つの流れは、いづれもこのやうな中國の近代的覺醒にその源を發したものである。

人民の近代的覺醒に直面した清室は、動搖を繰返してゐた國家の基礎を強固にし、富強中國を出現するためには、速に西歐文明を輸入しなければならないと考へた。當時の元勳曾國藩・左宗棠・李鴻章等は何れもその急進論者で、彼等は西歐文明の輸入による軍備の強化が何よりも急務である所以を力説し、その對策を屢々上奏した。朝廷も漸くその主張に動かされ、西歐文明輸入のための各般の施策を講じ始めた。或は『同文館』を北京に設立して外國語・天文學・數學等を講ぜしめ、或は海軍衙を設けて、福州・上海・南京に兵器廠及び造船廠を、上海に招商局を開設せしめ、或は此等の機關から海外に多數の留学生を派遣させたりした。⁽¹⁾ ……」と述べており、新しい学制も実施された。この新しい西欧化の動きに従い清朝は新学制による学校を設立し、また外国に留学生を派遣したりした。

しかし、光緒20年（1894年）の甲午の変（日清戦争）に敗れると、その原因は西欧化した日本に敗れたとして、学制改革に乗り出し、日本の学制を真似した「欽定学堂章程」を光緒28年（1902年）に発布し、次いで光緒29年に「奏定学堂章程」を発布し、幼稚園から大学までの学制を制定した。しかし清国の内政紛争から、学制の制定のみでほとんど実施されないうちに清朝は倒れ、中華民国となつた。

中華民国は宣統4年（1912年）に「普通教育暫行弁法」を公布し、共和国政府が成立した後の5月11日に各省に通咨し公布したが、すぐ民国元年（1912年—壬子）9月4日に「壬子学制」を公布し、次いで民国4年7月に「国民学校令」を公布した。

この学制の実施されていた期間は中華民国がいまだ統一されないいわゆる北京政府期で、第2革命、第3革命、南北対立、安・直・奉3派の抗争と続き国内は安定せず、学制は公布されてはいたが全国的には実施することが不可能であり、わずかに大都市並びに一部地域で実施されていたにすぎなかった。

この時期において見逃すことのできないのは第三国（ミッション）により設立された教会学校（ミッション・スクール）の活動である。教会学校は黃埔條約による宣教の自由と⁽³⁾米国の北清事変の賠償金の中国への還附とあいまって勢力を延ばしたが、中国のスポーツに大

きな影響を与えた。中国で始めて対校競技を行なったのも教会学校である。

本論文で扱っている中華民国は北京政府期のうちの民国11年の壬戌学制発布前までであるが、体育は学校教育と密接な関係を持っているものなので、中国の学制に従って時代区分をして中国の体育・スポーツについて述べる。

- (1) 及川恒忠著「中國政治史」（昭和29年）慶應通信、1~2頁。
- (2) 1912年に中華民国が出現したが革命により一気に民主主義建設を行なうことは出来ず、第2革命、清朝の復辟運動、第3革命、南北の対立、安直戦争、第1次奉直戦争、蘇浙戦争、第2次奉直戦争を経て中国国民党は1923年連ソ容共の方針のもとに大改造を行ない（国共合作）、孫文の死後広東政府を樹立し1926年北伐を開始したが、これまでの期間を北京政府期という。
- (3) 1844年10月清仏間に結ばれた条約。1842年阿片戦争の結果イギリスは南京条約を結び、ついでアメリカもそれにならって望厦条約を結んだので、フランスもラグルネを使節として清に送り、イギリス・アメリカとほぼ同様の通商条約を結んだのがこれで、36条からなり、治外法権に関する規定はイギリス・アメリカの結んだ条約より一段と整備拡張されている。なおフランスはこの条約を結ぶとともに、中国で天主教の禁をゆるめることに成功した。

2. 中国の開国より欽定学堂章程発布まで

道光20年（1840年）にはじまった阿片戦争は道光22年の南京条約の締結をもって終ったが、
⁽⁴⁾
清はこの条約により5市（広東・廈門・福州・寧波・上海）を開港場とした。
⁽⁵⁾

これにより、清朝の権威は動搖し、道光30年から同治3年（1850年～1864年）にわたる太平天国の動乱を引き起こし、しかもこの動乱の最中の咸豊6年（1856年）にはアロー号事件を起こ⁽⁶⁾
⁽⁷⁾
し、その結果4年後の咸豊10年（1860年）に北京条約を英・仏・露国と結び諸外国の経済的・領⁽⁸⁾
土的中国進出を許すこととなり、中国社会はここにおいて内部改造をせざるをえなくなった。

度重なる敗戦により西欧に敗れた清は、西欧文明をとり入れて中国を近代化しなくてはならないとして新式学校の創立に乗り出し、北京条約を結んだ2年後の同治元年（1862年）に西洋文明を取り入れるための外国语教育の機関として北京に京師同文館を設立した。この同文館の設立につづいて各種の洋式学校が設立されたが、軍隊を洋式化するための軍関係の学校も含まれている。

軍関係の学校を設立したのは、海禁の開放、外交の惨敗等は結局西洋人の堅甲利兵によって将来されたものと見てとり、陳登原氏も「支那近代文化史」で「海禁の開放、西洋技芸の認識、民族の創痛、外交の惨敗等々の出来事は結局西洋人の堅甲利兵によって招来されたのである。ゆえに林則徐が『製礮は必ずその利を求め、造船は必ず其の堅を求むべし』と言ったのは西洋人から採用すべきものは精銳なる武器のほかにはないということだったのである。……」と述べており、当時の先覚者たちはこうした威力ある洋砲、軍艦を買い求め、洋人を聘してその操作を学び

とり、兵器廠、造船所、軍関係学校さえ設備すれば強力な新中國の建設は成就しうるものと考えていた。そのため福建船政学堂（同治5年、1866年）以下一群の工科的教育機関ならびに軍関係の学校が設立された。それは、上海機器学堂（同治6年、1867年）、天津電報学堂（光緒5年、1879年）、天津水師学堂（光緒6年）、天津武備学堂（光緒11年）、廣東水陸師学堂（光緒13年）、湖北武備学堂、南京陸軍学堂（共に光緒21年、1895年）等が代表的なものであるが、このほかに一般教育の学校としては武昌の湖北自強学堂（光緒19年）、天津の中西学堂（光緒21年）、上海の南洋公学が代表的なものである。

これらの学校において体育はどのようにして行なわれていたであろうか。

軍関係の学校では当然設立の目的からして体育を実施していたのであるが、それも軍事的色彩の濃いものであった。「中国体育史参考資料—第三輯—」に「談談六十三年前的体育治動」⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾と題した一文が載っているが、これは光緒20年（1894年）から光緒26年（1900年）の北清事変まで5年半にわたって在学した天津水師学堂の体育の思い出についての文であるが、それによると外来の種目もかなり行なわれていたが、正式の教科目として行なわれたものは、剣術・棍棒術・棒術・拳闘・啞鈴体操・蹴球・ハーダル競走・算術競走・2人3脚・スプーンレース・走幅跳・高跳・木柱登りであり、このほかに水泳・スケート・平均台・跳馬・平行棒・登山等を行なっていた。しかし、バスケットボールや庭球は行なわれていなかった。体操はドイツ体操を行なっていた。体育の授業は30人くらいを1班として行なっていた。もちろんこのほかに海軍軍人によって軍事教育が行なわれていた、と述べているが、他の軍関係の学校も大体これと匡じようであったであろう。

その他の学校の体育については明らかにされていないが、何等かのものが行なわれていたことはたしかであろう。

もちろん教会学校においても体育の授業は行なわれていた（教会学校の項で述べる）。

- (4) 1839年～1842年の英清間の戦争。阿片問題を直接の原因として起こったのでこの名称がある。この戦争は東洋進出を図る英國の強引さと清との衝突。清は敗れ南京条約を結んだ。
- (5) 1842年8月阿片戦争の結果、南京で清英間に結んだ条約。
- (6) 太平天国とは19世紀中ごろ反清朝の革命軍のたてた国号。太平天国では辯髪の代りに長髪を貯えないので清朝では長髪賊と称する。太平天国は1851年に広西省に起こったが、流民・遊民・貧農・苦工らの参加する者が多く、その勢力を拡大し広西から北上して湖南に入り、1853年3月に南京を占領した。清軍は始め敗れたが、後に英人の力をかり1864年に南京は陥り乱は終った。
- (7) 1856年～1860年英仏両国と清との戦争の原因となった事件。1856年広東港に碇泊中の英國籍船アロー号について起こった紛争。英仏連合軍は広東を占領し天津に迫ったので清は和を請い天津条約を結んだ。
- (8) 1858年に結ばれた天津条約の批准交換に際して清と英仏間に紛争が起り英仏軍は北京に迫り清は和を請い、1860年10月北京条約を結んだ。
- (9) 陳登原著・菅茂訳、「支那近代文化史」（昭和15年）人文閣、257頁。

- (10) 中華人民共和国体育運動委員会運動技術委員会編, 「中国体育史参考資料—第三輯—」(1958年)
人民体育出版社 (北京)。
- (11) 前掲10書, 121頁～123頁。

3. 清朝滅亡まで

光緒20年～21年（1894年～1895年）の甲午の役（日清戦争、明治27、8年）に敗れた清国は、その弱体をあらわすといろいろの近代化運動が進展し、光緒24年（1898年）には日本の帝国大学に当る京師大学堂も設立された。

光緒26年（1900年）には西欧化に反対する排外運動としての義和団の変が起り、清朝の威厳⁽¹²⁾はますます衰え、光緒28年（1902年）にはまず武拳が廃止され、科挙も内容が変更されたが、そ⁽¹³⁾の科挙も光緒31年（1905年、明治38年）に唐以後千数百年の間続いた歴史に終止符を打たれた。⁽¹⁴⁾

一方光緒27年には各省の書院を中国の近代学校の名称である学堂と改め、蒙養学堂（幼児教育）・小学堂・中学堂・高等学堂・大学堂の学制をつくり、次いで光緒28年には「欽定学堂章程」を発布し、満6歳を入学年齢とし、初等教育10年・中等教育4年・高等教育6年の20学年制をしげた。これには実業教育・師範教育も含まれていた（第1表）。この「欽定学堂章程」もほとんど実施されないうちに、清朝内の派閥争いから廃止され、光緒29年に「奏定学堂章程」が公布された。「奏定学堂章程」は各国の教育制度のうち特に日本のを参考にしたといわれるものである。

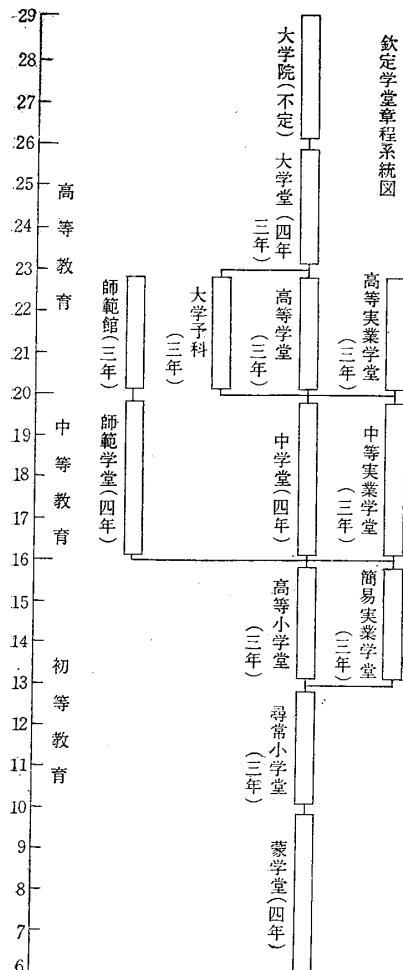
「奏定学堂章程」では蒙養院（幼稚園）から大学堂・通儒院（大学院）までの年限・教科内容を規定している。その内容は満6歳を入学年齢とし、初等教育は初等小学堂5年、高等小学堂4年、中等教育は中学堂5年、高等教育は6～7年、通儒院5年とし、外に実業教育・師範教育も含まれていた（第2表）⁽¹⁵⁾。

「欽定学堂章程」は張之洞により起草されたものであるが、李守孔編著の「中國近代史」によれば⁽¹⁶⁾張之洞の主張は、小学校では柔軟体操、高等小学校では器具体操・兵式体操、中学校では兵式体操・教練、高等学校では教練を行なうとしており、吳文忠編著「體育史」によれば⁽¹⁷⁾毎週3時間実施としているので、もし「欽定学堂章程」が実施されたならこのように行なわれたので⁽¹⁸⁾ある。しかし実際にはほとんど実施されないうちに「奏定学堂章程」が公布されてしまった。

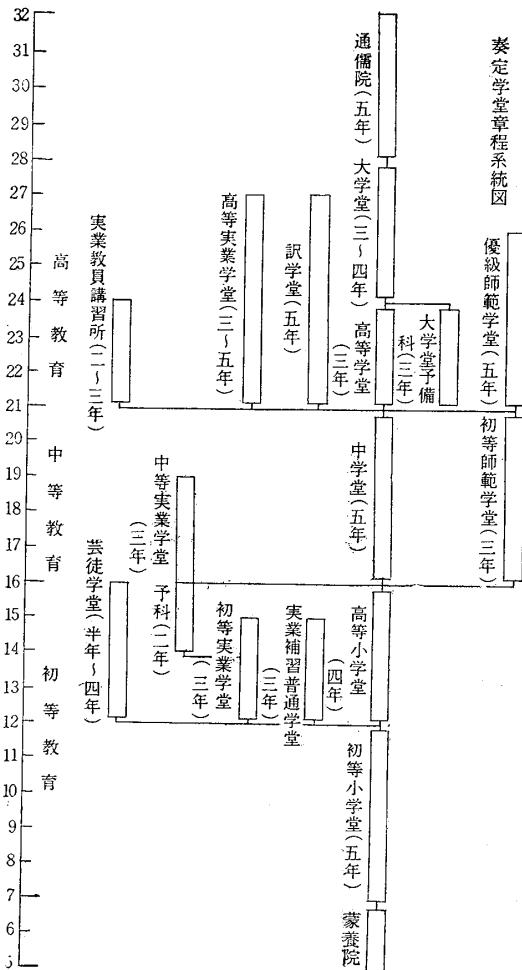
「奏定学堂章程」においては小学校から高等学校まですべて体操を課すことになっているが、急な学制改革のために極端に教員が不足しており、その上に学校自体が旧式の塾を改造したもののが多かったので、施設の点からしても「奏定学堂章程」に定められたとおりに行なわれたかどうかは多くの疑問がある。

この「奏定学堂章程」を発布するために当時の日本の学制を参考としたので内容も非常に似

第 1 表



第 2 表



(多賀秋五郎著「中国教育史」より。)

ており、体育の授業も確実に実施されたとすれば明治時代の日本の学校の授業と同じであったであろう（中国の文盲率は中華人民共和国成立の1949年において80%の高率であった）。

(20) 新教育制度の実施に際して重大問題となったのは適格教員の大量需要であった。このために一時的に外国人を採用したが、その中には多くの日本人を含んでいた。本格的な教員養成機関である師範教育にも期待をよせて教員の補充につとめていた。体育教員の養成機関としては清末までに男子2、女子1の体育専攻学校並びに体育専攻科が設けられた。

それは、

江蘇優級師範学堂（江蘇高等師範学校）体操科 所在地は江蘇省蘇州、光緒29年（1903年）設立、主任は日本人高田儀太郎（日本体育会体操学校—日本体育大学の前身—第2回卒業生）、同科の修業年限は1年で、当時の小・中・師範学校の体育科教員の養成を目的として設立された。

で、卒業生が教員の需要を充たしたために2回の卒業生を出しただけで廃止された。同科は毎回60人の学生を卒業させていた。

授業内容はドイツ体操・普通体操(木環・球竿・棍棒・豆囊等手具中心の体操——上肢中心の体操)・
⁽²²⁾
スウェーデン体操・兵式体操・陸上競技・遊戯・ダンス等であった。
⁽²³⁾

中国体操学校 所在地は上海(中華民国9年—1920年に浙江省吳興に移転), 光緒30年(1904年)設立, 創立者は日本体育会体操学校第3回卒業生の徐伝林, 修業年限は2年。

徐伝林は日本語が得意で日本文の体育書の翻訳も多くあった(各種体操・ダンス・競技遊戯・
スウェーデン式医療体操・運動場建築法等)。

同校は学生生活が非常に軍事化されており, 管理が甚だ厳重で校風は極めて良かった。また同校は辛亥革命に非常な貢献をしたので特別な補助も受けていた。民国16年(1927年)に齊盧戦(国民政府の北伐中の一会戦)のために校舎が被災して廃校になるまでに36回 1531人の卒業生を出した。中華民国初年の中国各地の体育学校の創設者は大多数この中国体操学校の出身者であるのをみても, 同校がいかに中国の体育界に貢献していたかがわかる。中華民国政府も同校の国家に貢献したことを認め, 民国29年(1940年)に同校の卒業生は専門学校卒業と同等の資格があると認めた。

同校の授業内容は創立者の出身校からして江蘇優級師範学校体操科と同様のものであったであろうが, 軍事教練は重視されていたであろう。

上海中国女子体操学校 所在地上海, 光緒31年(1905年)設立。校長は初代が日本体育会体操学校卒業の徐伝林夫人の湯劍娥。同校は後に校舎も拡張され中国女子体育師範学校と改称され, 日華事変のために廃校となるまでに45回1750人の卒業生を出した。
⁽²⁴⁾

宣統元年(1909年)には「奏定学堂章程」の改訂が行なわれ, 中国の現実と調整して再出発することになった。それによると, 小学校の体育の時間は毎週1時間ずつ増加されたが, 城市の学校では体育を必修とするが郷村の学校では随意科目とした。当時の授業は極めて形式を重んじ動作は簡単なものであり, 軍事教練として要求する整齊劃一的な動作を含んでいた。使用する器具にも軽重の2種があり, 軽のほうは豆囊・棍棒・啞鈴・球竿等であり, 重のほうは鉄棒・平行棒・木馬等であり, 徒手体操はドイツ体操を行なっていたが, これは連続体操とも言われていた。日本人教員のいる学校ではスウェーデン体操を教えていたが体育の範囲では初期的のもので, わざかに体操と遊戯のみであった。
⁽²⁵⁾

宣統元年の改訂によって城市では必修で郷村では随意科目としたのは, 大都市では施設も整い体育の教員も充当されているのに反して, 地方の町村では施設も不十分であり, 教員も不足していたのでこの処置をとったのではないかと考えられるが, 体育にとっては非常にマイナスとなつたであろう。なぜなら郷村では体育を実施しなくても良いということになるからである。

- (12) 北清事変・拳匪の乱ともいう。義和団とは清末における最大の排外運動の集団。1899年末から反キリスト教運動から全面的な排外運動となり、宣教師、一般外人を襲撃した。北京・天津一帯の外国人の生命が危険に瀕したので、日・英・米・露・仏・澳・独・伊の8国は連合して出兵し、1900年6月太沽、7月天津、8月北京を陥れた。清朝は和を請い償金4億5千万両を支払った。
- (13) 文官を対象とする科挙の外に、武芸を試験して武官を採用する武挙（武科挙）も唐代以後行なわれた。武挙も元代に一時廃止されたが、その後復活し清末まで続いた。
- (14) 科挙は中国の高級官吏資格試験。これは隋代にはじまり清末まで約1300年間にわたって行なわれた。制度として整ったのは唐代からで、元代には科挙はあまり重視されなかった。明・清では科挙を唐代と同様に重視していた。中国においては官吏として出世するためには科挙に合格しないければほとんど不可能だった。
- (15) 拙著、「中国体育史」（昭和35年）逍遙書院、109～110頁。
- (16) 李守孔編著、「中國近代史」（民国47年）三民書局（台湾・台北）、707頁。
- (17) 日本では兵式体操は各個教練・柔軟体操・分隊教練・小隊教練・器械体操初步をいい教練も同じであるが、ここにいう兵式体操とは日本の徒手教練をいうのではないだろうか。
- (18) 吳文忠編著、「部定大学用書「體育史」」（民国46年）正中書局（台湾・台北）。
- (19) 前掲(18)書、322頁。
- (20) 斎藤秋男著、「新中国の教育建設」（昭和25年）新教育事業協会、20～21頁。
- (21) 多賀秋五郎著、「中国教育史」（昭和30年）岩崎書店、154～155頁。
- (22) バゼドウ、ザルツマン、グーツムーツ、ヤーンの系譜の体操で国家的色彩が強い。
- (23) リングの創始した体操で、生理学・解剖学の基礎の上に構成された。
- (24) 前掲(18)書、350～352頁。
- (25) 前掲(21)書、155頁。
- (26) 前掲(18)書、322頁。

4. 中華民国（壬戌学制発布前まで）

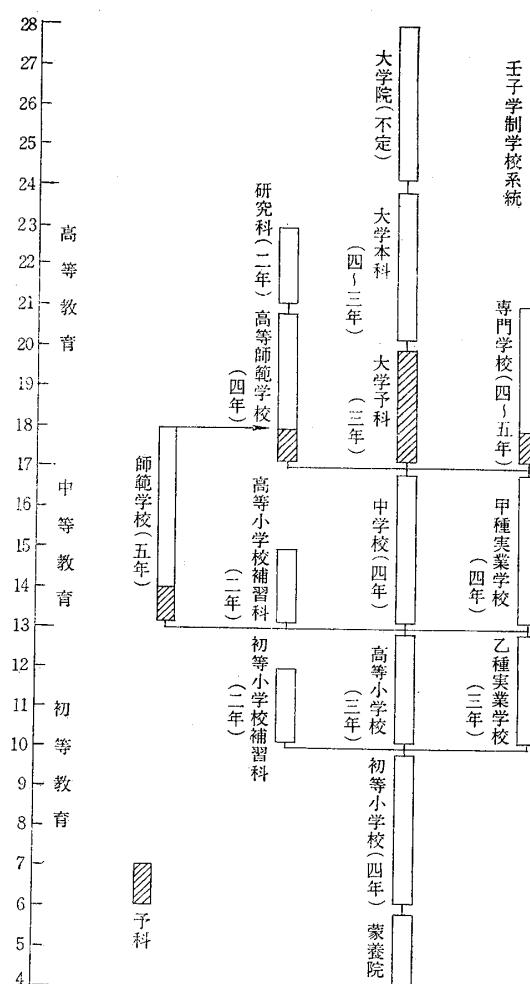
宣統3年（1911年）10月10日に武昌に起こった革命は、辛亥革命といわれ。この辛亥革命により、清朝による長年の異民族支配と古代より数千年間続いた君主制が打倒され、翌1912年1月に孫文の三民主義に基づく中華民国が出現し、⁽²⁷⁾ 1912年を中華民国（略して民国）元年として太陽暦を採用した。辛亥革命によって中華民国が生まれたが、まもなく北洋軍閥の総帥袁世凱が政権を掌握し配下の将領を督軍として全国に配置し、軍事財政行政の実権をにぎり、議会を解散し、袁世凱独裁を実現した。袁の死後段祺瑞の安徽派が勢力を得、これについて吳佩孚のもとに集結した直隸派が政権を掌握し、ついで張作霖の奉天派が優勢となり、めまぐるしい軍閥の戦争を繰り返した。しかし第1次大戦後、国民の政治的自覚がたかまり、民国8年に五・四運動がおこり、⁽²⁸⁾ 外国帝国主義と軍閥に反対する大衆運動が強力となった。国民党は改組を断行し南方に廣東政府を樹立した。これまでの時期を北京政府期という。

この北京政府期は清朝が倒れ、中華民国が成立したとはいものの、いまだ内政的不安と財政的逼迫によって学校教育も充分には行なわれてはいなかった。⁽²⁹⁾

しかし、中華民国政府は成立と同時に教育部（文部省）を設け、民国元年（1912年）1月に国民政府は「普通教育暫行弁法」を公布し、次いで同年9月「壬子学制」を公布した。

「普通教育暫行弁法」では初等小学校の男女共学と兵式体操とをとり入れ、また「壬子学

第3表



（多賀秋五郎著「中国教育史」より。）

この「壬子学制」も民国4年（1915年）7月に小学校の部分が改正され、「国民学校令」「高等小学校令」が公布された。この改正は軍国的な富国強兵の立場からなされたもので国民学校4カ年の義務教育に力を入れていた。
（32）
（33）

日本の教育制度をそのまま中国に持ち込んだために民国8年に教育部から出された「教育法規彙編」もその内容は日本の法規に非常に良く似ている。

「教育法規彙編」によると体育の授業時数は、

国民学校においては、1・2年は唱歌と半々で週4時間で、1年は遊戯、2年は遊戯と普通体操、3・4年は週3時間で遊戯と普通体操である。

制」（第3表）発布後の元年12月の中学校施行細則の体操科では「体操科の要旨は、身体各部を平均に発達させ、身体を強健にし、精神を活発にし、規律と協同の習慣を養成するにある。体操の授業は、兵式と普通の2種に分け、兵式体操を重視する。女子中学においては兵式体操を行なわなくて良い」となった。
（30）

この「壬子学制」も日本の教育制度に似通っている。「壬子学制」によって大綱が示されたのち、各種学校令が出て詳細な規定が示されたが、そのうち9月28日に公布された「小学校令」をみると、児童が満6歳に達した翌日より、満14歳に至るまでの8カ年を学齢期とし、そのうち4カ年を義務教育としているなど、明治40年ころまでのわが国の制度と同じである。また、その条文なども、わが国のものを中国文に訳したもので、当時の中国の教育は、欧米の教育の移入といっても、それは、日本を通じてのものが多く、また中国に一步先んじて近代化を急いでいる日本の教育に対する関心は極めて深かった。
（31）

中国における体育とスポーツ

高等小学校においては、1・2・3年ともに週3時間で普通体操と遊戯を教え、男子にはこれに兵式体操を加えた。

中学校においては、各学年ともに毎週3時間、女子は2時間で、男子には普通体操と兵式体操を、女子には兵式体操の代りに遊戯・ダンスを教えた。

師範学校は男子は毎週4時間、女子は3時間（ただし本科4年は2時間）で、男子は本科2年までは普通体操・遊戯・兵式訓練（兵式体操より実戦に則したもので、日本の上級学年の教練のごときもの）で、本科3・4年はそれに教授法が加わった。女子は普通体操と遊戯であった。

高等師範学校は各科ともに（体育専攻科は設けられていない）各学年週3時間、普通体操・遊戯・兵式体操を行なうとなっていた。

実業学校については、同書には各学校の教授内容に体操（中国で体操を体育と改称したのは民国11年—1922年—の壬戌学制からである）という項目があるが、時間数その他についてはふれていな
い。
(34)

また同書に出ている各学校令の体育の目的授業内容は、

国民学校

児童の身体各部を平均に発育させ、強健な身体と活発な精神を養い、規律と協同の習慣を養成する。

授業は始め遊戯を教えその後適宜普通体操を加える。地方の情況により体操の時間のほかに適宜戸外運動や水泳を行なう。体操の授業の時の姿勢を常に行なわせるようとする。

高等小学校

目的は国民学校と同じ、授業内容は、普通体操を主としてこれに遊戯を加える。男子には兵式体操を教える。

中学校

身体各部を平均に発育させ、強健な身体と活発な精神を養い、規律と協同の習慣を養成する。

授業は普通体操と兵式体操の2種で兵式体操を重視する。女子中学校では兵式体操を免除する。また、修身・音楽・体育は異学年或いは他のクラスと同時に授業して良い。

師範学校

身体各部を平均に発育させ、強健な身体と活発な精神を養い、規則と協同の習慣を養成し、高等小学校並びに国民学校の体操教授法を理解させる。

授業は普通体操・遊戯・兵式体操並びにその教授法を教える。女子師範学校では兵式体操を免除する。

(35)
施設については、国民学校と高等小学校は体操場を設けるとあるのみだが、中学校と師範学

校では体操場は屋内と屋外の 2 カ所に設ける。ただし屋内のほうは場所によってはこれを欠いても止むをえないとしている。
(36)

当時の高等師範には体育専攻科がなかったので、体育教員は体育学校卒業生で充當していた。

体育学校は清代に設立されたもののほかにこの時代にもいくつか設けられた。

年代順に別記すると、

浙江体育専門学校 所在地は浙江省杭州、民国元年（1912年）設立、創立者は王卓甫、修業年限は 2 年。

同校の課目の中に警察関係のものが置かれていたので、卒業生は警察界に就職する者が多かった。同校は浙江省教育庁から補助を受けていたが、補助費の問題が解決せず 10 余年後に廃校となった。

上海女子青年会体育師範学校 民国 4 年（1915 年）設立、創設者は陳英梅で、彼女は庭球家凌道揚の夫人で、若くしてアメリカに留学し体育を専攻した。修業年限は 3 年。同校の学生の大多数は教会学校の卒業生であり、その成績は優秀だった。同校は民国 14 年金陵女子文理学院の体育科となった。

南京高等師範学校体育専攻科 民国 4 年設立、創設者はアメリカ人麦克樂（アメリカ名不詳）。修業年限は始め 2 年、民国 7 年には 3 年となり、次いで民国 10 年に国立東南大学体育科となつた時に 5 年に改められた。

同校創設者の麦克樂は中国初期の体育の発展に非常に貢献した人である。中国南部地方の体育指導者には同校の出身者が多い。

上海愛國女学体育科 民国 5 年創立、創立者は蔡元培、修業年限は 2 年。同校は始めは小学校・中学校として発足し後に体育科を設けたが在学生は非常に少なかった。しかし第 6 回全省運動会で演技をしたので世人の注目を引き、第 4 回生以後は学生数も増加した。

北京高等師範学校体育専攻科 民国 6 年に体育専攻科を設立、年限 2 年半、民国 8 年には 3 年となり、更に民国 9 年には 4 年に改められ特修科を設けた。中国北部地方の体育指導者には同校の出身者が多い。

東南女子体育師範学校 所在地は上海、民国 8 年設立。創設者は上海女子青年会体育師範学校卒業生の秦醒星。同校には舞踊の人材が多く、バスケットボールでも有名であった。

東亞体育専門学校 所在地は上海、民国 8 年設立。設立者は中国体操学校第 7 回卒業生で日本体育会体操学校第 10 回卒業生の龐醒躍。龐は母校中国体操学校の教員をしていたが、校長と意見が合わず同校を設立した。修業年限は 2 年。

南京体育師範学校 民国 8 年設立。設立者は南京高師範学校第 1 回卒業生の邵汝幹。同校は

江蘇省の補助を受けていたが5年後に設立者の転出により廃校となった。修業年限は2年。

上海両江女子体育学校 民国9年に設立。設立者は陸礼華。陸は中国体操学校第12回の卒業生、同校は各界の援助を得て学生19人で家を借りて開校されたが、その後、銀行借款により校舎を増築し、体育館・プール・競技場も設立し有名校となった。同校のバスケットボールは有名で民国20年（1931年）には日本にも遠征をしている。修業年限は2年。

成都高等師範学校体育専攻科 所在地四川省成都。民国9年設立。修業年限は2年。初代科長は江蘇優級師範学堂卒業の陸佩萱。東京高師卒業生向志均科長の時に成都大学となる。同校の卒業生は四川省内の各校の教員となった。

上海体育師範学校 民国10年設立。設立者は呉志者。呉は中国体操学校第4回卒業生で国術⁽³⁷⁾を10余年研究しその改良に功績があり、民国8年に国術発展のために中華武術会を設立し、その附属機関として体育師範学校を設けた。しかし、経営難から1回わずか50人の卒業生を出しただけで廃校となった。同校は国術の指導者を養成するという目的もあって設立されたもので、修業年限は2年。

このように各地に体育関係の学校が相次いで設立されたが、設備・経営の面で劣るものがあり、自然淘汰されていった。⁽³⁸⁾

のことにつき呉文忠氏は「體育史」の中で、「わが国の体育教師の養成機関は戦前は全国各省に広くゆき渡り、公私立各種の体育学校と体育科が80近くも設けられ、表面だけを見ると学校の数も少なくなく体育教員の養成には問題がないように見えるが、実際には経費や人事関係からすぐ廃止されたものや、粗製濫造で計画案だけに留まるなど、自然淘汰されたものが非常に多かった。大学や単科大学では本当の扱い方がわかっていて各種の制限を加えていたので大量の養成はしなかった。すなわち量より質を重んじたからである。この説は将来の見とおしとしては良いが、教員充足問題は解決しない。大量養成を主張する者は教員の需要に追いつかないためとしている、その動機は良いがその結果は養成問題をかえりみるとどちらの説も極端に走った嫌いがある。このため、体育を実施した初期には教育当局の計画はことごとく不十分だったために各地の体育の形成に非常な差ができた。

戦前江蘇省の体育教員養成機関は20以上あったが、僻遠の省には1カ所もなく各地区の需要を実際に充たせなかつた。学校の設置と調査に計画が必要だった……」と述べているように、体育学校の設立にも計画性がなく、また学校といえないような設備の貧弱なものもあった。

「壬子学制」は日本の学制を真似したものといわれるだけあって中国初期の体育学校の設立者や校長にも日本で教育を受けたもののが多かった。

北京政府期はいっさいが新たになり、いわゆる新教育が行なわれるようになったが、国内的

には未だ政情が安定しておらず、体育は沿海の各大都市で行なわれているにすぎなかった。

民国初期の教育施設は多く日本にならったものであったが、日本の明治維新は国内政治が軌道に乗り体育もそれに従って教育的に発展していったが、初めにその基礎が定められていた。

それに反して中国は教育政策も未だ国家的需要に適合しておらず、教育の内容もまた世界の文化的潮流に順応していなかった。教育者には先見の明がなく、体育に少しも認識がなく、わずかに体操で体育を代表させていた。その後に陸上競技や球戯をやり出したが、わずかに少人数がやっていたにすぎなかった。その上に体育専攻の人材が少なく、計画性もなく、いたずらに形式にとらわれ実際の効果がなかった。これが中国体育の創設期の様子である。
(40)

これは「日本の明治初期の体育が、欧米文化の急激な輸入に伴い教育もドイツ派の教育思想が全盛を極め体育は軽視されるに至った。たとえば、ケルンの教育学では『身体教育を教育の中に置くことは教育という言葉の使用を勝手に変更させるものであり、身体の健康や発育がたとえ教育上大きな意義をもっても、それをそのまま教育であるとみるとわけにはゆかない。』と述べているほどである。このように明治の初期には、身体は人間活動の一部として自然に発育していくものであって、別に手を加える必要はないということから知育偏重主義の教育となり、体育の価値は等閑視されてしまった。

このため体育の専門家や体育に関心をもつ人びとは極力体育の重要性を認識させようと努力したが、結果においては往々にして焦りや足搔きとなり、体育の目的、実践の方向を誤ることが生じた。」(41) といふによく似ている。

- (27) 清末の革命運動の中から生れ出た中国革命の指導理論で、孫文によって提唱された、民族主義・民権主義・民主主義の三者をいう。
- (28) 第一次世界大戦後中国に起った反帝国主義運動、1919年5月4日に起った事件が端緒となったので五・四運動という。
- (29) 前掲(21)書、178頁。
- (30) 教育部総務庁文書科編、「教育法規彙編」（民国8年）、教育部、186頁。
- (31) 前掲(21)書、176頁。
- (32) 前掲(21)書、182頁。
- (33) 前掲(21)書、176頁。
- (34) 前掲(30)書、142、153、189、226、228、235頁。
- (35) 前掲(30)書、142、153、186、207頁。
- (36) 前掲(30)書、134、191、202頁。
- (37) 中国で古代より行なわれていた拳法を中華民国成立後中国の国技であるとして国術と名付けられた。この国術も中華人民共和国では武術と改称された。
- (38) 前掲(18)書、353～355頁。
- (39) 前掲(18)書、349頁。
- (40) 前掲書、367頁。
- (41) 慶應義塾体育研究所編、「体育理論」（昭和36年）慶應通信、35～36頁。

5. 教会学校の体育とスポーツ

教会学校(ミッション・スクール)がはじめて中国に設立されたのは1839年である。
(42)

平塚益徳氏が「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として—」の中で、「英米宗教団体その他が如何に大規模に且つ熱心に、支那に対して教育活動を展開し来たか」ということである。実に收回教育権運動の抬頭する迄は、(43) それらは文字通り支那政府当局に対して全き独立の形態と組織とを以て活躍してゐたのであった。而して之を概括的に言えば、支那の教育は、これら第三国側の教育活動に依つて少からざる刺戟・影響を受けたのである。先づ教会学校は、この国に近代的意味での学校組織を導入した。この点は女子教育の分野に於いて特に顕著であったが、それは又他の面に就いても言ひ得る所である。而してこの事は個々の学校が先駆者の役割を演じたことから言へるのみでなく、教会学校側の人士が政府側の学校組織の運行者、謂はばその技師としての役割を果したことによつても亦言ひ得るのである。(44) ……」と述べているように中国近代教育に教会学校の占めた役割は非常に多かった。

教会学校の数は民国元年(1912年)に小学校から大学校まで合計して3687校であったものが(45) 民国8年(1919年)には15213校になっていた(大正4年6月北京日報によれば外人経営の学校は5076校)。

教会学校は道光10年(1830年)に廣東に設立されたのが最初であるが、南京条約に依り中国(46) が開港して以後、開港場・租界等に相次いで設けられたので直隸・山東・廣東・江蘇・福建等の開港場のある各省に多く、(47) 甘肅・貴州・廣西・雲南等は絶無に近かった。教会学校はカトリック系よりもプロテスタント系のほうがはるかに多かった。(48) また団匪賠償金の免除による教会(49) 学校の活動は見逃せない。(50)

中国における教会学校は小学校程度の学校が圧倒的に多く、平塚益徳氏の調査では民国元年3687校中2698校(小学校2506校、高等小学校192校)、民国6年には6339校中5851校(小学校5276校、高等小学校575校)、満鉄交渉局の調査では、民国4年に5076校中4619校(小学校4183校、高等小学校436校)となっている。

これらの小学校がどのようなものかといふと、南滿州鐵道總務部交渉局の調査書によると「……而して其の校数は斯く多しと雖も、各校の生徒数は概して僅少にして最も多きもの150名を出でず、最も少なるものに至りては10名を出でず、従って1学年が1学級をなすもの稀にして大抵2,3年、時としては4,5年をも合併する単級学校なるもの少しとせず、従って家塾式となるは自然なりとす……其の他の校具設備品等も甚だしく不足し運動場の如きも殆んど之なきなり……」と述べている。(51) これについて平塚益徳氏も同様に「教会学校側が新しく

制定された小学堂の規定に準拠したことを物語るものである。併し乍ら、その教科内容乃至修業年限等に於いて果してかうした規定がその眞偽行されたか否かは甚だ疑問であつて、寧ろ貧弱な——かの宣統帝時代に特許された貧民を対象とする如きものが多かったと推定されるのである。(52)（中略）1921年に於いて、教会小学校生徒は合計約20萬に達してゐた。併し乍ら、この少からざる数も、当時の支那の小学生の全体からすれば僅かに4.3%に過ぎなかつたのであって、而もこれらの中にはその設備、内容共に極めて貧弱なものがあり、宗教的色彩も殆んどなく、報告者に依つて寧ろその廃止を勧告されたものも尠くなかったのである。又児童の中に初等小学校の在学中に中途退学する者夥しく、特に2年目の終りに廃学する者が目立つてゐた。この現象は報告者に依り特に重大視されたところであるが、概して言へば不完全な学校は村落地方に於いて多かつたのである……」とも述べている。(53)

これらの点からして教会学校の小学校というものは施設その他の点からして体育についてみれば特殊なものを除きまったく見るべきものがなかつたであろう。

中学校になると小学校とは異なつており、初期に小学校が塾形式を採つていた時にもすぐれたものがあり、清末の教会学校のうち小学校が沿岸の諸省に集中していた時代にも各省ほぼその数が平均しており内容も官公立の諸学校よりすぐれたものもあり、北京政府期になると一般中学の充実につれて教会学校の設備・規模も相当見るべきものが多くなり、校数、生徒数も一般中学にくらべて差がなくその勢力は相当大であった。中等学校においては一般の中等学校において課せられていたものは一とおり授けていたので、体育についても一般校と同様である。(54)そうなると体育は有名無實に近いものであったわけである。

中華民国が成立し一般中等学校が整備されてゆくと教会学校もそれに歩調を合わせるようになったのであるが、体育はどのように扱われていたであろうか。もちろんその所属する宗派によりかなりの相違があったであろうと考えられるが、1, 2の例を引用してみる。

光緒10年（1884年）江蘇省鎮江に設立された美以美会の教会学校鎮江女塾の教科目に各学年共に体操という時間が設けられているが、何の種目を週何時間ずつ行なつていたかは不明である。この鎮江女塾の校則の第4に「本塾の授業は毎日8時に始まり、11時半に昼食、午後の授業は1時から開始し、4時に終了する。休憩時間にはそなえつけの用具を使用して各人遊戯を行ない、校門から外へ出たり、ぼんやりと校門外を眺めていてはいけない。土曜は授業は行なわず、雑事と裁縫を行なう。日曜には教会に行き……」とあるので、休憩時間にスポーツを奨励していたことがわかる。(55) (56)

また、民国3年（1914年、大正3年）に満州の營口に設立された基督教中学校の概則の中に「学生若し各学課、体操及集会に無断欠席するときは各1回の欠席に対し罰3点を附す、1学期内に於いて罰点25点に達する時は退学を命ぜらる可し」とあり、寄宿規則の中に「毎朝登校

前及毎夕降校後、学生は随意に院内に於て遊戯又は散歩することを得………」とあるので何らかのものが行なわれていたであろうと考えられるが、同校の課程表の中には体育に関するものが見当らないので或いは課外体育のみが行なわれていたのかもしれない。

教会学校の小学校、中等学校は体育的にみてたいしたことはなかったのであるが、大学校は中国の体育・スポーツの近代化に非常な影響を与えた。

中華民国成立の時においても国立・省立の大学より教会学校のほうが多く、この傾向は民国10年になっても変わなかった。

教会立大学の中には北京の滻文書院（後に燕京大学に合併）が光緒16年（1890年）、廣東の嶺南大学が光緒19年（1893年）に米国の法規により大学として認可され、金陵大学が宣統3年（1911年）にニューヨーク州立大学の理事者により大学としての特許を得、咸豐元年（1851年）設立の聖約翰大学が光緒32年（1906年）アメリカ・コロンビア学区の教育令に準拠し総合大学として許可を得た外に多くの大学が米国の大学と同等に認可された。

大学が米国の法規により設立が認可されているとなると、実施の如何は別として当然米国の大学と同様の課目になっていたと考えられるので、当時の米国の大学で行なわれていた課外体育の制度或いは運動種目が当然その中に含まれていたと考えられる。

中国に行なわれていなかった運動種目を中国に紹介したのは教会学校の外人教師であり、初めて対校競技を開始したのも教会学校間においてである。

陸上競技は清代の光緒16年（1890年、明治23年）に、上海の聖約翰大学（教会学校）でカナダ人の指導下に始められ、光緒18年ころから毎年校内競技会を行なうようになった。

サッカーが何時ごろから中国で行なわれだしたかは定かではないが、光緒31年（1905年）には、上海で聖約翰大学と南洋公学との間にサッカー試合が行なわれている。この時には聖約翰大学が勝ったが、同校は英人の Walker の指導を受けていた。

バスケットボールとバレーボールは教会学校と関係の深い Y.M.C.A. によって中国にもたらされたものが教会学校によって盛んに行なわれだした。

これらのことことが契機となって、宣統元年（1909年）まで、春・秋の2回、江南4校聯合運動会が光緒32年から上海の聖約翰大学、南洋公学（後の交通大学）・中西書院（教会学校、後に東吳大学に合併）と蘇州の東吳大学（教会学校）によって始められた。

当時の各大都市の教会学校、たとえば廣州の嶺南大学、華西協和大学、上海の滬江大学、北京の燕京大学、南京の金陵大学等では正課の体育はなかったが、少数の学生が陸上競技、球戯等を行なっており学校での体育活動の範囲は拡がりつゝあった。⁽⁵⁹⁾

その他の対抗競技も華北においては通州の協和書院と北京の滻文書院（共に教会学校で後に燕京大学に合併）の間に光緒31年（1905年）から陸上競技・庭球・野球・サッカー等の対抗競技が

始められ、また協和書院は天津の新書学院（教会学校、後の英華大学）とサッカーの定期戦を始めた。このように教会学校同士であれば実施している種目も同じなので比較的容易に対抗戦を(60)実施できたのであろう。

またミッションと関係の深いY.M.C.A.も各種のスポーツを中国にもたらし、Y.M.C.A.同士の対抗戦を行なった。このように教会学校その関係機関の清末以後の中国の体育・スポーツに及ぼした影響は非常に大きいものがある。

- (42) モリソン学校—瑪礼孫学校、米人宣教師ブラウンにより澳門に設けられる。
- (43) 平塚益徳著、「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として」（昭和17年），目黒書店。
- (44) 第一次大戦後中国教育界に抬頭した国民主義的思潮の現われで、中国における教育権を中国国家の手に收回しようとする運動。
- (45) 前掲(43)書，337～338頁。
- (46) 前掲(43)書，222頁。
- (47) 前掲(43)書，224頁。
- (48) 前掲(43)書，159頁。
- (49) 前掲(43)書，86頁。
- (50) 北清事変の結果、米・英両国は得た団匪の賠償金を中国に還し、両国の中中国における教育活動の資金とした。
- (51) 南満州鉄道株式会社総務部交渉局、「南満州ニ於ケル洋人経営ノ諸学校」（大正4年），3～4頁。
- (52) 前掲(43)書，163頁。
- (53) 前掲(43)書，227～228頁。
- (54) 前掲(43)書，164頁。
- (55) Methodist Episcopal Church, North.
- (56) 前掲(43)書，100～105頁。
- (57) 前掲(51)書，52～53頁。
- (58) 前掲(51)書，57頁。
- (59) 前掲(18)書，323頁。
- (60) 前掲(10)書，98頁。

6. 競技会の開催と体育団体の設立

A. 競技会の開催

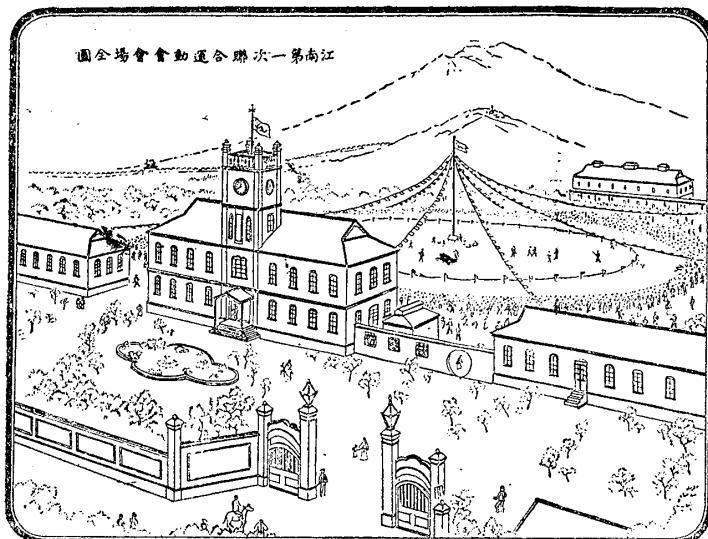
対抗競技は前に述べたごとく教会学校の間でまずははじめられた。これは同じような教科内容であり、同じような種目の競技を行なっており、且つ学校同士の連絡がとりやすいためであつたろうと考えられる。教会学校以外の学校の間でも対抗競技が行なわれ、また、各地の租界の(61)外人チームも対抗戦を行なっていた。1902年に上海にできたチームと1908年に香港にできたチ

ームとの試合などはその例である。

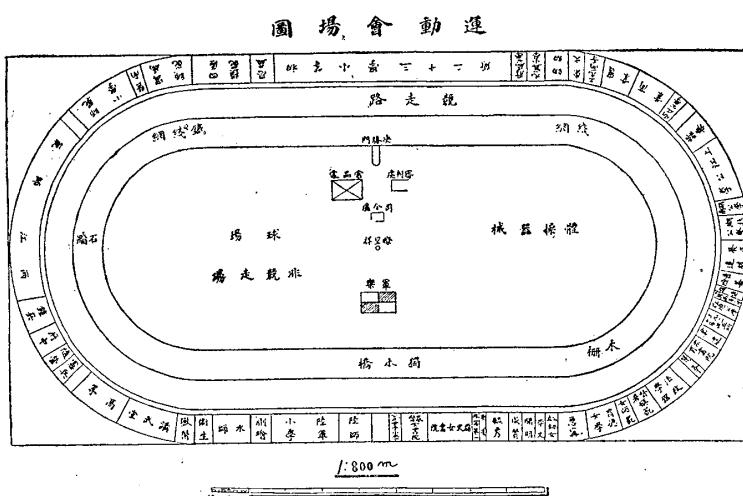
競技会も清朝末年から行なわれるようになり、光緒21年（1895年、明治28年）天津において北洋大学堂・水師学堂・武備学堂・電報学堂の間で第1回の競技会が行なわれた。しかしこの競技会も翌年起こった北清事変のために、学校そのものが廃校になったために中止されてしまった。また教会学校の項で述べたように教会学校間の競技会も催されていた。
(62)

光緒33年（1907年）には南京において第1回の聯合運動会が行なわれた。これを江南第一次

第 1 図



第 2 図



（第1・2図=中国体育史参考資料—第4輯—より）

1. 競走（これには運動会的と陸上競技的のとがある。）

(1) 団体種目

聯合運動会、または寧垣学界第一次聯合運動会と称している（中国語の運動会という言葉は競技会という意味もある。たとえば世界運動大会—オリンピック）。

参加した学校は、宏育書院・高等府中・浙江公学（公学とは公立学校）・両江師範・上江公学・湖南公学・湖北公学・府属公学・旌徳公学・法政學館・育徳女學・灌文女書院・咸賢女學・旅寧第一女學・寧屬師範・陸軍小学・元寧小学・講武堂・憲兵練習所・陸師・水師・達材・思益・崇文・商業・実業・高等・測繪・獸医・衛生・蚕桑等の80校以上であった。

競技種目は、競走・武装競走・体操演技・遊戯・球技・ダンス・武術・馬術等の69項目である。

各種目の内容は、

旗取り競走・写字競走・卵持競走・載囊競走・絵図競走・綱引き競走。

(2) 個人種目

2人3脚・手工競走・カニの横ばい（横むき走り）・球拾い競走・仮装競走・筆算競走・養蚕競走・障礙物競走・台とび競走・担架競走・医薬競走（いかなる種目か不明）・壕とび競走・拾物競走・翻訳競走・測図競走・鉄球はこび・棒高跳・高跳。

2. 武装競走（個人種目）

3. 体操演技

球竿体操・遊戯兵式体操・スウェーデン体操・国旗体操・2人木環体操・啞鈴体操並びに美容体操・浪橋体操・啞鈴琴歌・木棍体操・2人球竿体操・啞鈴体操・新式徒手体操。

4. 遊戯（ダンス・競走・唱歌遊戯等を含む）

この遊戯は恢復路權が当時の列国の帝国主義の侵略に対する反対を現わしているというよう総て意味があるのであろうが、どのようなものかまったく不明である。その名前は、恢復路權・飛遁公文・舞踏遊戯・要塞占領・競走遊戯・放球遊戯・攻守遊戯・環舞遊戯・跳舞遊戯・大将命令・唱歌遊戯・旗廻競走・綵竿廻戯・遊戯唱歌・方舞遊戯・陸地行舟・横陣行進唱歌・飛高奪標。

5. 球技

ボール蹴り競走・ボールぶつけ・列国球あらそい。

6. ダンス

六列跳舞・三角形跳舞・三列跳舞。

7. 武術

擊劍競技・刺鎗競技・柔術競技。

8. 馬術

騎馬競走

等が行なわれたのであるが、種目から見ると競技的なものより競走と遊戯的なものが多く、運動会的色彩が強い。これは施設と各学校の水準が低く競技的なものが未だできなかつたのではないかと考えられる。

宣統2年（1910年、明治43年）9月16～20日（当時の中国は太陰暦であり、太陽暦の10月18～22日）に南京で、南洋観業会が開催された時の催し物として「全国学校区分隊第一次体育同盟会」を開催した。これは後に名称も「全国運動会」と変わり発展していった。

この大会は要項も英文で印刷され、審判は総て外人であった。⁽⁶³⁾ この大会の要項が英文で、審判も外人であれば企画したのも外人であったであろうと考えられる。参加学校も大都市の学校が大部分であり教会学校が多かった。

中国における体育とスポーツ

競技は、中等・高等・聯合（大学その他の学校）と分け、地区は、華北・武漢（武昌・漢口・漢陽一湖北省のいわゆる武漢三鎮）・吳寧（蘇州・南京一吳は蘇州、寧は南京の別称）・上海・華南と分け、華北は青、武漢は黄、吳寧は藍、上海は赤、華南は紫の標識を使用した。

参加人員は140人でその内わけは、華北20人、華南28人、武漢21人、吳寧31人、上海40人であった。

競技種目は陸上競技、サッカー、庭球、バスケットボールの4種目で、陸上競技は高等・中等・学校聯合の3つに分れており、得点は1等5点、2等3点、3等1点とし、優勝チームには銀盃を与え、各種目の上位入賞者の3名に金・銀・銅牌を与えた。選手の組別には制限がなく、高等組の者が同時に中等組に出場していた。学校聯合の出場校は聖約翰大学・南洋公学（後の交通大学）・天津Y.M.C.A.学校・武昌文華大学・天津工業学校・北通州協和書院（後に燕京大学に合併）の6校であった。

競技会の結果は、

陸上競技

順位	組別	中 等	得 点	高 等	得 点	学 校 聯 合	得 点
第 1 位	華 北	39		上 海	52	聖 約 翰 大 学	37
第 2 位	華 南	24		華 北	15	南 洋 公 学	34
第 3 位	上 海	6		華 南	13	天津Y.M.C.A.	10
第 4 位	吳 寧	3		吳 寧	12	武 昌 文 華 大 学	9
第 5 位	武 漢	0		武 漢	7	天 津 工 業 学 校	6
第 6 位						協 和 書 院	9

サッカー 華南優勝

庭 球 庭球の決勝戦出場者は全員聖約翰大学の学生のため、日没で試合を中止し、他日行なうこととし、決勝戦は行なわず。
(65)

第2回全国運動会は民国3年(1914年)5月21~22日に北京の天壇で行なわれた。主催者は北京体育競進会で、参加者は96人で競技種目は、陸上競技・サッカー・野球・バレー・ボール・バスケットボール・庭球であった。

競技方法は全国を東西南北の4部に分け、東部は黄、西部は赤、南部は緑、北部は白の標識を使用した。

得点方法は、陸上競技の各種目が1着5点、2着2点、3着1点、球技は優勝のみ5点、庭球は単・複ともに優勝3点、第2位2点となっていた。

競技結果は、

陸上競技 1位華北71点、2位華東24点、3位華西12点。

球技優勝 サッカー華東、野球華北、バスケットボール華北、バレー・ボール華北、庭球単華

南, 複華北。

総得点 華北91点, 華東29点, 華西12点, 華南5点。

であった。

全国運動会は第7回まで行なわれたが, 民国10年までには2回しか行なわれなかつた。

全国運動会に刺激されて華北・華東・華中・華南の地区大会が行なわれていた。後年にはこの地区大会に出場の予選を兼ねて省別大会も行なわれるようになつた。

華北運動会は第1回を民国2年(1913年)に行ない, 民国23年戦時体制に入つて中止されるまで続いた。
(66)

民国10年までに華北運動会の行なわれた年月と場所は,

第1回	民国2年5月	北	京
第2回	民国3年5月	北	京
第3回	民国4年5月	天	津
第4回	民国5年5月	北	京
第5回	民国6年4月	天	津
第6回	民国7年5月	保	定
第7回	民国8年4月	太	原
第8回	民国9年5月	北	京
第9回	民国10年5月	沈	陽

であり第5回までは北京と天津で開催されていたが, 第6回以後は華北にある各省の都市の持廻りとなり, このため各地に競技場が設けられていった。

この大会も回を追うごとに参加者がふえ, 競技種目もふえていった。

中華民国となった初期のころには未だ西欧の競技は一般化していなかったので学校単位で参加していたが, その後参加単位を省・市・区と改めた。

第1回は北京附近の大学4校の参加であったのが, 第2回には北京・天津附近の大学・専門学校・中学13校のほかに山西省, 河南省の学校も参加したのである。それが, 第7回(民国8年, 1919年)には, 山東省, 遼寧省, 黒竜江省(後の2省は満州)からも参加して44校となつた。満州事変前には全満州から参加していた。

競技種目も第1回には陸上競技の14種目だけであったのが, 第2回にはサッカー, バスケットボール, 庭球, 野球とふえ, 陸上競技も17種目となり, 第7回からは女子の陸上競技, バレーボール, バスケットボールも行なわれるようになり, 男子は高級と中級に分けられ, 中学生は中級に, 他は高級に出場と区別された。また, 後年には冬期競技も行なわれた。

大会役員(競技審判員)も第7回まではかなりの外国人がおり, その後は減ってはいったが

やはりいくらかはいた。しかし第10回大会以後は全部中国人となった。用具についても初めは外国製のを使用していたが、民国8年（1919年）以後においては野球と庭球以外は総て保定か天津で製作したものを使用した。
(67)

華北運動会はほとんど毎年行なわれてきており、そのために各都市に競技場の建設を促し、競技役員を養成し、運動用具の製造を完成したので、その中国体育史上の功績は不定期的に開催されていた全国運動会より大であったといえるだろう。

中国も中華民国になってからは種々の対外競技に参加していたが、民国10年迄には極東大会への参加だけであった。

極東大会は正式には極東選手権競技会（The Far Eastern Champion Ship）という。この大会は1910年にフィリッピン在住のアメリカ人 E. S. ブラウンにより提唱され実施されたもので、この極東大会の母体は東洋各国民の体育とスポーツを向上発展させて国際オリンピック大会に対する準備をすると同時に東洋各国間の親善を計る目的で設立された極東体育協会（The Far Eastern Amateur Athletic Association—F. A. A. A.）である。

極東大会参加国は名称を極東オリンピックとするよう希望していたが、I. O. C. がその使用を許可しなかったために極東大会という名になった。

極東大会は第1回から第8回までは2年おきに行ない、第9回は3年おき、第9回からは4年おきになった。

民国10年迄の開催場所と年月日は、

第1回	民国2年（1913年）	5月1～6日	マニラ
第2回	民国4年（1915年）	5月15～22日	上海
第3回	民国6年（1917年）	5月8～12日	東京
第4回	民国8年（1919年）	5月12～17日	マニラ
第5回	民国10年（1921年）	5月30日～6月4日	上海

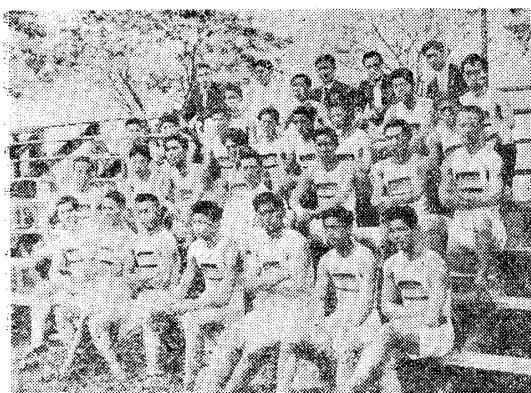
極東大会の参加国は第1回から第8回までは日本・中国・フィリッピンの3カ国であった。

競技種目は、陸上競技・水泳・野球・サッカー・バスケットボール・バレーボール・庭球であり、陸上競技をトラックとフィールドに分け8種目の優勝をきめ、優勝種目の多い国を総合優勝としていた。

極東大会における中国の成績は、

- 第1回 総合2位、優勝種目なし。
- 第2回 総合優勝、優勝種目、トラック、フィールド、水泳、サッカー、バレーボール。
- 第3回 総合3位、優勝種目、サッカー、バレーボール。
- 第4回 総合2位、優勝種目、サッカー。

第 3 図



第1回大会中国チーム（「日本体育史」より）

第 4 図



第5回大会バスケットボール優勝中国チーム

(吳文忠編著「體育史」より)

第5回 総合2位、優勝種目、サッカー、バスケットボール、バレーボール。

中国の極東大会の出場選手の決定は、全国的に行なう予選会で選んでいたが、そのほかに普段の成績を見て決定する、全国運動会の出場者中より選抜する、華北運動会の勝者より選ぶ等のいろいろの方法がそのときどきによってとられていた。

極東大会は中国はじめ東洋諸国のスポーツ界に与えた影響は大である。中国に体育協会を設立させ、予選会その他で中国に盛んに競技会が行なわれるようになった。

中華民国になって以後西欧風の競技が盛んに行なわれたが、中国古来の拳法も盛んとなり大いに行なわれた。この拳法については法学研究別冊「教養論叢第6号」に「中国に於ける医療体操と拳法」と題して発表しているので略する。

B 体育団体の設立

清末には各種の競技が外国人の指導によって各地で行なわれるようになつていったが、それらはその競技を愛好するものがただ無統制に行なっていたにすぎなかつた。しかし各地に同好の士がふえればそれを系統だてるための体育協会の設立へと進むのは当然である。

中国においては広東においてまず光緒30年（1904年）に体育協会が設けられ、次いで光緒33年に浙江省紹興に体育協会がつくられた。また光緒34年にはアメリカより Dr. Exnor が上海にY.M.C.A.と同体育部をつくった。一方同じ年に香港に南華体育協会が成立した。この南華体育協会は初めはその傘下にサッカーしかなかつたが、その後次第に各種の競技を傘下に持つようになって非常に発展した。この南華体育協会は一般人の協力により各種の運動競技を普及し、またサッカーグラウンド・体育館・プールを建設した。
(68)

中華民国になると各地に各種の体育団体が設立された。

それは、

中国における体育とスポーツ

北京体育研究社	北京	民国元年 (1912年)
北京体育競進会	北京	民国元年
華北体育联合会 (含滿州・山東省・河北省・河南省・青島・天津・北京)	北京	民国 2 年
華東体育联合会	上海	民国 3 年
中華武術会	上海	民国 7 年
華南体育会 (含廣東省・福建省・香港)	広州	民国 9 年

等が北京政府期に設立された。

これらの体育団体の設立について各省の県市に競技場がつくられるようになった。

- (61) 中国の開港都市に設立された外国人の居留地。租界は阿片戦争以後に開かれ、最盛期には英・米・仏・日・伊・露等 9 カ国で 28 の租界があったが第一次大戦後次第に返還され、第二次大戦中に全部返還された。租界には 1 国の専管と共同租界とがあった。租界は租借地と異なり、外国側は警察・道路・衛生・課税・教育権だけを行使できた。
- (62) 前掲(10)書, 98 頁。
- (63) 中華人民共和国体育運動委員会運動技術委員会編, 「中国体育史参考資料一第四輯」(1958 年), 人民体育出版社(北京), 72~74 頁。
- (64) 前掲(10)書, 324 頁。
- (65) 前掲(15)書, 115~116 頁。
- (66) 前掲(15)書, 136 頁。
- (67) 前掲(10)書, 100~103 頁。
- (68) 前掲(18)書, 337 頁。

7. む す び

清末から中華民国初期(壬戌学制発布前)の体育とスポーツについて述べたが、この時期は阿片戦争により開国した中国が、その後のたびかさなる諸外国との戦に敗れて西欧化に踏み切り、特に日清戦争に敗れたのは日本の国民教育の進歩のために敗れたとして、相次いで洋式学校を設立し、科挙・武挙を廃止した。設立された学校の中には西欧の科学技術や兵学を教育する学校も含まれていた。

北清事変後の光緒28年(1902年)に「欽定学堂章程」、光緒29年には「欽定学堂章程」に代るものとして「奏定学堂章程」が公布された。この両学堂章程は日本の学制にそっくりである。「奏定学堂章程」も完全に実施されないうちに清朝は倒れ、中華民国が成立した。

中華民国では民国元年(1912年)に「普通教育暫行弁法」を公布し、次いで同年に「壬子学制」を公布した。しかしこの学制も中国の国内政情の不安から沿岸の諸省並びに大都市を除いてはほとんど実施されなかった。

中国における体育とスポーツ

教会学校は道光19年（1839年）に初めて中国に設けられ、その後数多く設立された。その中には米国の学校法によって設けられたものもあった。

当時の学校体育は学制によって実施するように規定されてはいたが、施設の関係で一部を除いては十分に行なわれていなかった。また、体育教員の不足を補うために数多くの体育関係の学校も設立されていた。

中国において洋式のスポーツが取り入れられまた競技会が開催され体育関係の団体が設立されたのもこの時期である。洋式スポーツを中国に紹介し、また競技会を開催する素地をつくったのは教会学校である。教会学校の大学ではいち早く外人により洋式スポーツを取り入れて実施し、また教会学校同士の対校戦も行なっていた。それが中国人の間で広く行なわれるようになった。しかしそれとても広く全中国に行なわれたのではなく、一部の大都市またはその周辺に限られていた。

当時の中国の学校体育に大きな影響を与えたのは日本であり、スポーツに非常な貢献をしたのは教会学校である。

清末から中華民国初期に至る間は中国の体育・スポーツの黎明期であり、施設にも恵まれず記録的にもたいしたものはないかった。これが中華民国の政情が安定した以後においてどのように発展していくか、またその時になって教会学校の影響が残っているかについては稿を改めて述べる。

（昭和36年7月15日）

〔附記〕本稿は昭和35年後期慶應義塾学事振興資金による研究である。